

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年 3 月 2 日

湯河原町長

内藤喜文

### 湯河原町規則第 3 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(湯河原町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 湯河原町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年湯河原町規則第11号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「懲役、禁錮若しくは」を「拘禁刑又は」に改める。

(湯河原町自動車の臨時運行許可に関する規則の一部改正)

第2条 湯河原町自動車の臨時運行許可に関する規則(昭和54年湯河原町規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(湯河原町非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正)

第3条 湯河原町非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則(平成19年湯河原町規則第27号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「懲役、禁錮若しくは」を「拘禁刑又は」に改める。

(湯河原町会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部改正)

第4条 湯河原町会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和2年湯河原町規則第17号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、こ

れを取り繕って使用することができる。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。